

様式第3号（第7条関係）

パブリックコメント募集案件公表書
【案件名：第4次つくば市鳥獣被害防止計画（案）】

令和7月12月
つくば市経済部 鳥獣対策・森林保全室

案件名	第4次つくば市鳥獣被害防止計画(案)
募集期間	令和7年(2025年)12月8日～令和8年(2026年)1月7日
担当課	経済部 鳥獣対策・森林保全室
問合せ	TEL 029(883)1111 (内線 6351)

■ 意見募集の趣旨

現行計画である「第3次つくば市鳥獣被害防止計画」が令和8年3月をもって終了することから、新たに「第4次つくば市鳥獣被害防止計画」を策定するものです。

■ 資料

- ・第4次つくば市鳥獣被害防止計画（案）
- ・第4次つくば市鳥獣被害防止計画（案）概要版

■ 提出方法

- 直接持参
 - ・経済部鳥獣対策・森林保全室（市役所コミュニティ棟3階）
 - ・各窓口センター
 - ・各地域交流センター
 - ・つくば市民センター
 - ※施設閉庁日を除く。
- 郵便
 - 〒305-8555
 - つくば市研究学園一丁目1番地1
 - つくば市経済部 鳥獣対策・森林保全室
- ファクシミリ 029-868-7622
- 電子メール eco025@city.tsukuba.lg.jp
- ホームページの電子申請・届出サービス

※ 意見の提出については、別に定める「パブリックコメント意見提出様式」又はホームページの電子申請・届出サービスの入力フォームに必要事項を入力して意見をお寄せください。ただし、意見は様式以外でも提出できます。必ず計画・条例等の名称並びに氏名及び住所（法人その他の団体は、名称、代表者氏名及び所在地）を明記の上、提出してください。

■ 提出された意見の取扱い

- ・ パブリックコメント手続は、計画等の案の賛否を問うものではなく、内容をより良いものにするために、意見を募集し、意思決定の参考とするものです。提出された意見を十分考慮した上で、第4次つくば市鳥獣被害防止計画の最終決定を行います。
 - ・ 提出された意見は、集計後から市の考え方を公表するまでの間、原文を公表します。個人情報等の取扱いには十分注意するとともに、公表に際しては、個人が識別できるような内容及び個人又は法人等の権利利益を害するおそれのある情報など公表することが不適切な情報（つくば市情報公開条例第5条に規定する不開示情報をいいます。）については、公表しません。
 - ・ 提出された意見に対する市の考え方は、意見をいただいた方々に個別に回答するのではなく、類似する意見を集約するなどして、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表します。
- また、案の修正を行った場合は、その修正案を公表します。

■ 意見の概要及び意見に対する市の考え方の公表時期並びに公表場所

- 公表時期 令和8年3月頃を予定しています。
- 公表場所 市ホームページ、鳥獣対策・森林保全室、
情報コーナー（庁舎1階）、
各窓口センター、各地域交流センター、つくば市民センター

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和7年度
計画主体	つくば市

第4次つくば市鳥獣被害防止計画（案）

＜連絡先＞

担当部署名 経済部鳥獣対策・森林保全室
所在地 つくば市研究学園一丁目1番地1
電話番号 029-883-1111
FAX番号 029-868-7622
メールアドレス eco025@city.tsukuba.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、カラス、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	つくば市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	穀物 果樹類 野菜類 イモ類	被害面積 635a 被害金額 15,700千円
カラス	一件あたりの被害が僅少のため、算出が困難	
ハクビシン	穀物 果樹類 野菜類 イモ類	被害面積 162a 被害金額 8,539千円
アライグマ	穀物 果樹類 野菜類 イモ類	被害面積 376a 被害金額 19,923千円

※・市内全域アンケート調査（令和7年2月実施）により集計

・茨城県農作物被害額算出基準により算出

(2) 被害の傾向

【イノシシ】

筑波山や宝篋山などに生息しており、農作物被害は春から秋にかけて発生している。そのため、農家の生産意欲の低下などが原因で耕作放棄地が増えている。また、民家近くに出没し、家庭菜園や庭先の石積を崩されるなどの生活被害も発生している。

【カラス】

生息数の増加等により、年間を通して、市内全域で果樹や野菜等の農産物被害、また畜産農家では飼料の食害や糞による畜舎内の汚れ等の被害が発生している。

【ハクビシン及びアライグマ】

穀物、果樹、野菜、イモ類など農作物被害が多く、また、生活環境被害や生態系被害も発生している。ただし、捕獲状況や被害状況から被害の割合はハクビシン3割、アライグマ7割と想定される。

(3) 被害の軽減目標

【イノシシ】

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積	635a	414a
被害金額	15,700千円	10,300千円

【カラス】

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積	カラスによる農作物の被害は少なく、把握が難しいが、	
被害金額	現状より被害を減らすことを目指す。	

【ハクビシン】

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積	162a	106a
被害金額	8,539千円	5,602千円

【アライグマ】

指標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
被害面積	376a	246a
被害金額	19,923千円	13,071千円

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	【イノシシ】 市内の猟友会の協力を得てわなによる捕獲を実施。	【イノシシ、カラス、ハクビシン】 狩猟免許所持者の高齢化に伴い、捕獲体制の確保が困難である。

	<p>【カラス】 奨励金の交付による捕獲の推進を実施。</p> <p>【ハクビシン】 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）に基づき、捕獲許可を発行している。</p> <p>【アライグマ】 茨城県アライグマ防除実施方針（以下「実施方針」という。）に基づき、わなによる捕獲を実施している。</p>	<p>【アライグマ】 わなの管理や捕獲、処分場への運搬の負担が大きい。</p>
防護柵の設置等に関する取組	<p>【イノシシ】 防護柵設置を対象に補助金を交付している。</p> <p>【ハクビシン、アライグマ】 侵入防止対策として、電気柵や防草シート等の補助金を交付している。</p>	農家ごとに個別に防護柵を設置するよりも、地域間の連携による大規模な防護柵の設置が望ましいが、地形等の条件により実施が制限されている。
生息環境管理その他の取組	<p>【イノシシ】 人里とイノシシの生息域に緩衝帯を設けることを目的に、イノシシ生息地での草刈りを対象に補助金を交付している。</p>	緩衝帯を広域に展開する必要があるため、補助金制度の周知を図る必要がある。

（5）今後の取組方針

- ① 鳥獣被害防止対策に対して、関係機関が連携して強化を図る。
- ② 効果的な時期に有害鳥獣の捕獲を実施する。
- ③ 狩猟免許取得の推進を図る。
- ④ 近隣自治体との連携や情報共有を図る。
- ⑤ 地域ぐるみによる鳥獣被害防止の環境づくりの啓発を行う。
- ⑥ イノシシ、ハクビシン、アライグマについては、補助事業を活用して防護柵等の設置などの対策を推進する。
- ⑦ カラスについては、猟友会と連携して被害の軽減を図る。
- ⑧ アライグマについては、実施方針に基づき対処する。
- ⑨ I C T 機器の導入による捕獲の効率化について検討する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

【イノシシ】

茨城県猟友会に対象鳥獣の捕獲を委託するほか、捕獲報奨金制度等により捕獲の推進を行う。

【カラス】

茨城県猟友会の協力のもと、捕獲奨励金制度により捕獲の推進を行う。

【ハクビシン】

法に基づき、捕獲の許可を行う。

【アライグマ】

実施方針に基づき捕獲の推進を行う。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ カラス ハクビシン アライグマ	狩猟免許の取得費用に対し補助金を交付し、 鳥獣捕獲の担い手確保を推進する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

【イノシシ】

令和4年度から令和6年度の捕獲実績の平均を捕獲計画数に設定しているが、令和6年度の捕獲頭数が平均値を上回っているため、令和6年度捕獲頭数の1割増とする。

※過去の捕獲実績

令和4年度 257頭 令和5年度 292頭 令和6年度 433頭

平均捕獲頭数 (R4～R6) : 327頭

【カラス】

令和4年度から令和6年度の捕獲実績の平均を捕獲計画数に設定する。

※過去の捕獲実績

令和4年度 440羽 令和5年度 345羽 令和6年度 312羽

平均捕獲羽数 (R4～R6) : 365羽

【ハクビシン】

捕獲計画数は定めず、有資格者から申請があった場合は許可捕獲を行う。

【アライグマ】

実施方針に基づき、最終的に本市における野外からの完全排除を目標としている。

アライグマの捕獲頭数は年々増加傾向にあるため、捕獲計画頭数を令和6年度捕獲頭数の2割増とする。

※過去の捕獲実績

令和4年度 283頭 令和5年度 363頭 令和6年度 619頭
平均捕獲頭数 (R4～R6) : 421頭

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ	480頭	480頭	480頭
カラス	370羽	370羽	370羽
ハクビシン	-	-	-
アライグマ	750頭	750頭	750頭

捕獲等の取組内容

下記の鳥獣については、法に基づき、捕獲の許可を行う。

【イノシシ】

「茨城県イノシシ管理計画」に基づき実施する。

捕獲方法 狩猟免許所持者のわなによる捕獲

捕獲時期 4月～5月、8月～10月、2月～3月

捕獲場所 旧筑波町全域、旧大穂地区の一部

【カラス】

捕獲方法 狩猟免許所持者の銃器による捕獲

捕獲時期 11月～2月

捕獲場所 鳥獣保護区域や市街地等を除く市内全域

【ハクビシン】

捕獲方法 狩猟免許保持者のわなによる捕獲

捕獲時期 通年

捕獲場所 市内全域

【アライグマ】

法及び実施方針に基づき実施する。

捕獲方法 わなによる捕獲

捕獲時期 通年

捕獲場所 市内全域

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

【ライフル銃】

必要性なし

【特定ライフル銃】

必要性なし

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
市内全域	権限移譲済（イノシシ、カラス、ハクビシン、アライグマ）

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	農家等の被害状況を勘案し、継続して整備を実施する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容
	令和8年度～令和10年度
イノシシ ハクビシン アライグマ	被害の発生する集落において、被害防止のための学習会などを開催し、周辺住民間の連携等を図りながら、捕獲や駆除以外の被害防止施策について一層の推進を図る。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

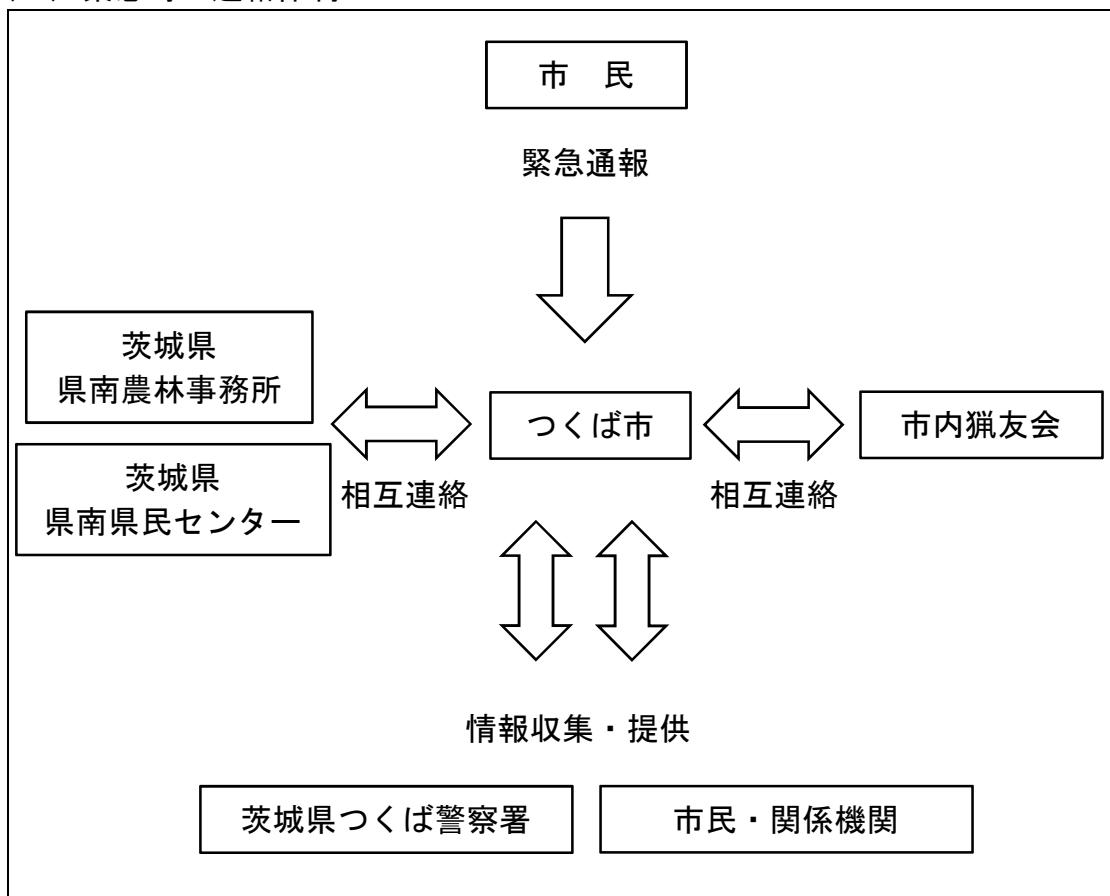
年度	対象鳥獣	取組内容
令和8年度 ～ 令和10年度	イノシシ	緩衝帯の設置を目的とする草刈りの経費に対し、補助金を交付する。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
つくば市	市民へ周知するとともに、県及び警察署、猟友会と連携した対応を図る。
茨城県県南農林事務所	市と連携した対応や本庁への連絡報告
茨城県県南県民センター	市と連携した対応や本庁への連絡報告
茨城県猟友会筑波支部 茨城県猟友会桜支部 茨城県猟友会谷田部支部 茨城県猟友会龍ヶ崎支部 茎崎分会	市と連携し対応を図る。
茨城県つくば警察署	市民の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

【イノシシ】

原則持ち帰り、関係法令に従い適切に処理する。地形的要因等で持ち帰り困難な場合は埋設処理をする。

【アライグマ】

実施方針に基づき、捕獲地から処分場までの個体の運搬を実施する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	
ペットフード	
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角 製品、動物園等で の体給餌、学術 研究等)	他市町村の事例等を参考にし、検討する。

(2) 処理加工施設の取組

近隣自治体と調整を行い、年間処理計画頭数、運営体制、食品としての安全性等を考慮し検討する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

他市町村の事例等を参考にし、検討する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称：つくば市鳥獣被害防止対策協議会

関係機関の名称	役割
つくば市	事務局担当、連絡調整
つくば市農業協同組合	連絡調整
つくば市谷田部農業協同組合	
茨城県県南農林事務所	
茨城県県南農林事務所つくば 地域農業改良普及センター	防除技術指導、被害調査の連携
茨城県県南県民センター 環境・保安課	捕獲許可及び捕獲実施体制の助言
いばらき広域農業共済組合	農業共済制度による被害情報の提供
茨城県鳥獣保護管理員	情報提供
茨城県猟友会筑波支部、谷田 部支部、桜支部、龍ヶ崎支部 茎崎分会	有害鳥獣捕獲の実施（銃・わな）
茨城県つくば警察署	市民の安全確保
被害地区会代表	情報提供

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
茨城森林管理署	有害鳥獣捕獲実施の際の入林協議
茨城県つくば警察署	有害鳥獣捕獲実施の際の事前通知

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

被害の増大・広域化等の状況を踏まえ、鳥獣被害対策実施隊の編成に備えるものとする。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

農業者だけでなく、地域住民にも現在の被害状況を理解してもらい、協力を求め、被害防止の啓発及び学習会活動を実施し、地域一体での取り組みを促進する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害状況や効果的な被害防止方法等の情報交換など、近隣自治体との連携を促進する。